

## ○ふじみ衛生組合職員の公務災害等に 伴う見舞金の支給に関する条例

(平成元年2月22日)  
(条例第2号)

改正 平成4年5月28日条例第3号

(趣旨)

**第1条** この条例は、職員及び職員の遺族に対する公務上の災害又は通勤による災害に伴う見舞金(以下「見舞金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

**第2条** この条例において職員とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) ふじみ衛生組合職員で地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第2条第1項に規定するもの
- (2) ふじみ衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年6月ふじみ衛生組合条例第6号)第2条に規定する者

(見舞金の種類)

**第3条** 見舞金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公務災害死亡見舞金
- (2) 通勤災害死亡見舞金
- (3) 公務災害障害見舞金
- (4) 通勤災害障害見舞金

(公務災害死亡見舞金)

**第4条** 公務災害死亡見舞金は、職員が公務上死亡した場合に当該職員の遺族に支給する。

- 2 前項の見舞金の額は、3,000万円(自動車損害賠償補償法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)が適用される事案については、2,250万円)とする。

(通勤災害死亡見舞金)

**第5条** 通勤災害死亡見舞金は、職員が通勤により死亡した場合に当該職員の遺族に支給する。

- 2 前項の見舞金の額は、1,500万円(自賠法が適用される事案については、1,125万円)とする。

(遺族の範囲、順位等)

**第6条** 前2条に規定する見舞金を受けることができる遺族の範囲及び順位は、組合規則で定める。

- 2 前項の見舞金を受けることができる遺族が2人以上あるときは、当該遺族の1人が受ける見

舞金の額は、第4条第2項又は前条第2項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(公務災害障害見舞金)

**第7条** 公務災害障害見舞金は、職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において法別表に定める程度の障害が存するときに当該職員に支給する。

2 前項の見舞金の額は、別表第1(自賠法が適用される事案については、別表第2)に定める各等級に応じた額とする。

(通勤災害障害見舞金)

**第8条** 通勤災害障害見舞金は、職員が通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において法別表に定める程度の障害が存するときに当該職員に支給する。

2 前項の見舞金の額は、別表第3(自賠法が適用される事案については、別表第4)に定める各等級に応じた額とする。

(見舞金の額の調整)

**第9条** 見舞金の種類又は障害の等級に変更があったため、新たな種類の見舞金又は新たな障害の等級に応じる見舞金を支給する場合は、新たに支給することとなる見舞金の額から既に支給した見舞金の額を差し引いた額を支給する。

2 身体に障害のある職員が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によって同一の部位について障害の程度を加重した場合は、加重後の障害の等級に応じる見舞金の額から加重前の障害の等級に応じる見舞金の額を差し引いた額を支給する。

(見舞金の申請)

**第10条** 見舞金の支給を受けようとする者は、地方公務員災害補償基金その他の公務災害補償等の実施機関において、公務上の死亡若しくは通勤による死亡と認定されたとき又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に基づく障害の程度が決定されたときに当該見舞金の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、公務上の死亡若しくは通勤による死亡と認定されたことを知った日又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に基づく障害の程度が決定されたことを知った日から起算して2年以内にしなければならない。

(見舞金の支給)

**第11条** 管理者は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、支給に関する決定を行い、その結果を速やかに当該申請に係る職員又は遺族に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者から見舞金の請求があったときは、管理者は、速やかに当該見舞金を支給するものとする。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(ふじみ衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 2 (省略)

附 則 (平成4年5月28日条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 (省略)

第4類 給与 (職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例)

別表第1 (第7条関係)

障害等級	支給額
第1級	3,000万円
第2級	2,590万円
第3級	2,220万円
第4級	1,890万円
第5級	1,570万円
第6級	1,300万円
第7級	1,050万円
第8級	820万円
第9級	620万円
第10級	460万円
第11級	330万円
第12級	220万円
第13級	140万円
第14級	80万円

別表第2 (第7条関係)

障害等級	支給額
第1級	2,250万円
第2級	1,940万円
第3級	1,660万円
第4級	1,410万円
第5級	1,170万円
第6級	970万円
第7級	780万円
第8級	610万円
第9級	460万円
第10級	340万円
第11級	250万円
第12級	170万円
第13級	110万円
第14級	60万円

第4類 給与 (職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例)

別表第3 (第8条関係)

障 害 等 級	支 給 額
第 1 級	1,500万円
第 2 級	1,295万円
第 3 級	1,110万円
第 4 級	945万円
第 5 級	785万円
第 6 級	650万円
第 7 級	525万円
第 8 級	410万円
第 9 級	310万円
第 10 級	230万円
第 11 級	165万円
第 12 級	110万円
第 13 級	70万円
第 14 級	40万円

別表第4 (第8条関係)

障 害 等 級	支 給 額
第 1 級	1,125万円
第 2 級	970万円
第 3 級	830万円
第 4 級	705万円
第 5 級	585万円
第 6 級	485万円
第 7 級	390万円
第 8 級	305万円
第 9 級	230万円
第 10 級	170万円
第 11 級	125万円
第 12 級	85万円
第 13 級	55万円
第 14 級	30万円